

渡川発電所ほか4か所F I T特定卸供給仕様書

1 適用

本仕様書は、宮崎県企業局（以下「企業局」という。）が所有する渡川発電所ほか4か所（以下「対象施設」という。）の発生電力について、一般送配電事業者を介して契約者に供給する特定卸供給に適用する。

2 内容

企業局は、対象施設で発電する電力のうち、施設内の消費電力等の必要電力を除いた全ての電力を一般送配電事業者に売電し、一般送配電事業者が全量を契約者に卸供給する。

対象施設は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「再エネ特措法」という。）により認定を受けた設備である。対象施設の電力供給は、再エネ特措法第18条第1項の規定に基づき一般送配電事業者が定めた再生可能エネルギー電気卸供給約款における再生可能エネルギー電気特定卸供給（以下「F I T特定卸供給」という。）により行い、契約者は、固定プレミアム料金を企業局に対し支払う。

3 対象施設

所在地	施設名	発電方式	運用調整 ※1	最大出力 (kW) ※2
宮崎県日向市東郷町下三ヶ	渡川発電所	ダム水路式水力 (調整池式)	可	12,344 ※2
宮崎県日南市大字酒谷甲	酒谷発電所	ダム式水力 (流れ込み式)	不可	520
宮崎県延岡市北川町川内名	祝子第二発電所	ダム水路式水力 (流れ込み式)	不可	35
宮崎県東諸県郡綾町大字入野	綾第二発電所 太陽光発電設備	太陽光	不可	50 ※3
宮崎県日向市東郷町山陰乙	工業用水道施設浄水場 太陽光発電設備	太陽光	不可	20

※1 運用調整とは、発電時間や発電量の調整をいう。

※2 渡川発電所の一般送配電事業者との接続契約は、12,000kWである。

※3 綾第二発電所太陽光発電設備の一般送配電事業者との接続契約は、49.5kWである。

4 契約期間及び供給期間

(1) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(2) 供給期間

令和8年4月1日午前0時から令和10年3月31日午後12時まで

5 供給電力量

(1) 予定供給電力量

令和 8 年度：43,322,000kWh

令和 9 年度：43,322,000kWh

対象施設の月別予定供給電力量は、別紙 1 のとおり。

なお、対象施設は、水力発電及び太陽光発電であることから、気象状況等により F I T 特定卸供給する電力量が変動するため、予定供給電力量を保証するものではない。

(2) 過去の月別実績供給電力量

令和 5 年度及び令和 6 年度の月別実績供給電力量は、別紙 2 のとおり。

6 運用調整可能な発電所の運転方法

渡川発電所の運転は、河川の多目的利用の運営に支障を及ぼさない範囲において、契約者の指示するところによる。

7 運用調整可能な発電所の発電計画

企業局は契約者に対し、渡川発電所の発電計画を通知する。発電計画の通知方法や運転パターンの変更等については、企業局及び契約者との協議により定めることとするが、原則として企業局と契約者とで交わす運用申合書に定めるとおりとする。

8 発電の停止及び制限

次の事由により、企業局は対象施設の発電を停止又は制限できるものとする。また、発電計画の通知後においても運転パターンを変更することがある。

- (1) 対象施設の故障、点検
- (2) 河川及びダム流入量変動
- (3) 災害等の発生又はそのおそれのある場合
- (4) 河川管理者及びダム管理者からの要請
- (5) 一般送配電事業者の指示に基づく出力制御
- (6) その他保安上必要がある場合

9 定期点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は対象施設の保全及び維持のため、定期点検、修繕等（以下「定期点検等」という。）により発電停止又は出力制限を伴う作業（以下「停止作業等」という。）ができるものとし、供給期間における停止作業等の予定については、別紙 3 に示すとおりとする。ただし、本予定は公告時点での計画であり、停止日数の変更や記載のない作業が生じることを妨げるものではない。

定期点検等の実施にあたって、原則として、企業局は停止作業等の日時を契約者に対し事前に通知することとするが、設備の不具合等により、緊急に作業等を実施する場合は、事後に通知することができる。

10 固定プレミアム料金

契約者が企業局へ支払う毎月の固定プレミアム料金は、次の定めによる。

(1) 固定プレミアム料金の算定

毎月の固定プレミアム料金の算定方法は、当該月の供給電力量に入札価格（1 kWhあたりの固定プレミアム単価）を乗じた額に消費税及び地方消費税を加えた金額とし、1 円未満

の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 電力量計の故障等

企業局は、電力量計に故障等が生じた際には、直ちに契約者にこれを通知するものとし、故障等の時間内における供給電力量の算定は、その都度、企業局及び契約者との間で協議の上、決定するものとする。

(3) 固定プレミアム料金の支払い

固定プレミアム料金の支払い方法は、企業局及び契約者双方で協議し定めるものとする。

11 発電量調整供給契約等の締結

契約者は、企業局との再生可能エネルギー電気特定卸供給承諾契約（以下「本契約」という。）に係る卸供給が遅滞なく行えるよう、速やかに契約者の負担で一般送配電事業者との発電量調整供給契約等、必要な契約の締結及び事務手続きをしなければならない。

12 卸供給の承諾

本契約の締結後、企業局は一般送配電事業者の「再生可能エネルギー電気卸供給約款」に基づき、対象施設の電力を一般送配電事業者が契約者へ卸供給することを承諾する。

13 契約期間満了時における引継事務

契約者は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に企業局と契約を締結する者に対して、名義の変更、契約等における必要な事務を遅滞なく行う。

14 インバランス対応

インバランスに関する対応（バランスンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）については、すべて契約者が行う。

15 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、発電停止計画などの電力広域的運営推進機関への提出その他手続きが必要な場合には、すべて契約者が行う。

16 非化石証書の優先割当

企業局は、契約者より非化石証書の優先割当合意確認の申出があった場合は、協議に応じるものとする。

17 記録

企業局は、供給電力量など本契約の履行に関するデータの記録を行い、契約者はその提示を求めることができるものとする。

18 運用申合書の締結

本契約に関する運用については、企業局及び契約者は双方協議して定め、運用申合書を作成するものとする。

19 法令等の遵守

本契約の履行に当たっては、関連する諸法令や技術要件等を遵守する。

20 守秘義務

企業局及び契約者は、本入札及び本契約の履行上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後又は本契約の解除後においても同様とする。

21 その他

本仕様書に定めのない事項について必要が生じた場合、又は、疑義が生じた場合は、企業局及び契約者との協議により定めるものとする。

22 参考資料

別紙 1 月別予定供給電力量

別紙 2 令和 5 年度及び令和 6 年度の月別実績供給電力量

別紙 3 発電停止計画

年月		予定供給電力量(kWh)					
		渡川 発電所	酒谷 発電所	祝子第二 発電所	綾第二発電所 太陽光発電設備	工業用水道施設 浄水場 太陽光発電設備	合計
令和 8 年度	4月	3,594,000	213,000	15,000	5,300	2,400	3,829,700
	5月	3,720,000	272,000	15,000	5,400	2,600	4,015,000
	6月	5,686,000	296,000	10,000	5,000	2,300	5,999,300
	7月	6,714,000	336,000	2,000	4,100	1,800	7,057,900
	8月	4,353,000	280,000	0	4,700	2,500	4,640,200
	9月	4,257,000	306,000	0	5,500	2,400	4,570,900
	10月	3,384,000	221,000	7,000	4,400	1,800	3,618,200
	11月	1,421,000	119,000	11,000	4,400	1,800	1,557,200
	12月	1,423,000	60,000	16,000	3,700	1,400	1,504,100
	1月	1,239,000	30,000	15,000	3,900	1,700	1,289,600
	2月	1,549,000	72,000	15,000	3,400	1,500	1,640,900
	3月	3,417,000	160,000	16,000	4,200	1,800	3,599,000
	年度計	40,757,000	2,365,000	122,000	54,000	24,000	43,322,000
	令和 9 年度	4月	3,594,000	213,000	15,000	5,300	2,400
5月		3,720,000	272,000	15,000	5,400	2,600	4,015,000
6月		5,686,000	296,000	10,000	5,000	2,300	5,999,300
7月		6,714,000	336,000	2,000	4,100	1,800	7,057,900
8月		4,353,000	280,000	0	4,700	2,500	4,640,200
9月		4,257,000	306,000	0	5,500	2,400	4,570,900
10月		3,384,000	221,000	7,000	4,400	1,800	3,618,200
11月		1,421,000	119,000	11,000	4,400	1,800	1,557,200
12月		1,423,000	60,000	16,000	3,700	1,400	1,504,100
1月		1,239,000	30,000	15,000	3,900	1,700	1,289,600
2月		1,549,000	72,000	15,000	3,400	1,500	1,640,900
3月		3,417,000	160,000	16,000	4,200	1,800	3,599,000
年度計		40,757,000	2,365,000	122,000	54,000	24,000	43,322,000
2か年合計		81,514,000	4,730,000	244,000	108,000	48,000	86,644,000

年月		実績供給電力量(kWh)					
		渡川 発電所	酒谷 発電所	祝子第二 発電所	綾第二発電所 太陽光発電設備	工業用水道施設 浄水場 太陽光発電設備	合計
令和5 年度	4月	4,330,248	272,304	12,283	5,281	2,267	4,622,383
	5月	4,137,888	259,096	15,398	4,691	2,409	4,419,482
	6月	4,112,400	314,465	11,287	5,432	2,251	4,445,835
	7月	2,505,432	292,879	3,190	3,927	2,004	2,807,432
	8月	0	333,858	0	4,463	2,191	340,512
	9月	163,776	303,233	0	4,433	2,167	473,609
	10月	1,631,928	114,120	0	5,270	2,137	1,753,455
	11月	1,014,984	28,154	12,583	5,057	2,082	1,062,860
	12月	626,400	20,484	16,229	4,298	1,786	669,197
	1月	939,456	9,684	18,348	3,802	1,534	972,824
	2月	1,438,512	121,636	17,890	3,592	1,439	1,583,069
	3月	4,003,416	287,374	16,882	3,332	1,661	4,312,665
	年度計	24,904,440	2,357,287	124,090	53,578	23,928	27,463,323
	令和6 年度	4月	5,261,064	325,129	14,386	5,472	2,182
5月		4,165,560	327,707	14,410	3,744	1,733	4,513,154
6月		6,496,560	333,974	12,127	5,185	2,483	6,850,329
7月		6,108,936	295,411	4,118	3,640	2,026	6,414,131
8月		1,963,464	139,375	0	3,139	2,665	2,108,643
9月		5,318,256	355,974	0	6,146	2,691	5,683,067
10月		4,348,752	310,906	6,696	4,676	1,661	4,672,691
11月		3,125,040	206,140	0	3,142	1,372	3,335,694
12月		954,096	48,968	14,952	3,445	1,422	1,022,883
1月		762,288	30,852	17,849	4,313	1,845	817,147
2月		874,872	25,075	15,509	3,534	1,773	920,763
3月		1,136,232	48,478	15,758	4,796	1,896	1,207,160
年度計		40,515,120	2,447,989	115,805	51,232	23,749	43,153,895
2か年合計		65,419,560	4,805,276	239,895	104,810	47,677	70,617,218

※渡川発電所の令和5年4月から令和5年10月の実績供給電力量は、F I T運転開始前の試運転の値。

発電停止計画

別紙 3

施設名	停止発電機	作業件名	種別※	日数	開始日	開始時刻	終了日	終了時刻
渡川発電所	1号発電機・2号発電機	石河内第一発電所屋外機器点検に伴う波及停止	連続	3	令和8年10月28日	9:00	令和8年10月30日	17:00
渡川発電所	1号発電機・2号発電機	導水路点検	連続	4	令和8年11月30日	9:00	令和8年12月3日	17:00
渡川発電所	1号発電機	1号WT・G保安点検	毎日	1	令和8年12月1日	9:00	令和8年12月1日	17:00
渡川発電所	2号発電機	2号WT・G保安点検	毎日	1	令和8年12月3日	9:00	令和8年12月3日	17:00
渡川発電所	1号発電機・2号発電機	C-GIS普通点検	毎日	1	令和9年11月10日	9:00	令和9年11月10日	17:00
渡川発電所	1号発電機・2号発電機	屋外機器点検	毎日	2	令和9年11月10日	9:00	令和9年11月11日	17:00
渡川発電所	1号発電機	1号同期用遮断器精密点検	毎日	2	令和9年11月10日	9:00	令和9年11月11日	17:00
渡川発電所	1号発電機	1号発電機関係リレー試験(単体)	毎日	1	令和9年11月15日	9:00	令和9年11月15日	13:00
渡川発電所	2号発電機	2号発電機関係リレー試験(単体)	毎日	1	令和9年11月15日	13:00	令和9年11月15日	17:00
渡川発電所	1号発電機・2号発電機	発電機関係リレー試験(結合)	毎日	1	令和9年11月16日	9:00	令和9年11月16日	17:00
渡川発電所	1号発電機・2号発電機	MTr・所内関係リレー試験	毎日	1	令和9年11月19日	9:00	令和9年11月19日	17:00
渡川発電所	2号発電機	2号WT・G定期点検	連続	3	令和9年11月30日	9:00	令和9年12月2日	17:00
渡川発電所	1号発電機	2号WT・G定期点検に伴う予防停止	毎日	1	令和9年12月1日	9:00	令和9年12月1日	17:00
渡川発電所	1号発電機	1号WT・G定期点検	連続	3	令和10年1月12日	9:00	令和10年1月14日	17:00
渡川発電所	2号発電機	1号WT・G定期点検に伴う予防停止	毎日	1	令和10年1月13日	9:00	令和10年1月13日	17:00
酒谷発電所	発電機	WT・G定期点検	連続	2	令和8年10月15日	9:00	令和8年10月16日	17:00
酒谷発電所	発電機	キュービクル点検	毎日	1	令和8年11月10日	9:00	令和8年11月10日	17:00
酒谷発電所	発電機	WT・G保安点検	毎日	1	令和9年10月13日	9:00	令和9年10月13日	17:00
酒谷発電所	発電機	放水路点検	毎日	1	令和9年10月14日	9:00	令和9年10月14日	17:00
祝子第二発電所	発電機	WT・G保安点検	毎日	1	令和8年12月9日	9:00	令和8年12月9日	17:00
祝子第二発電所	発電機	WT・G定期点検	毎日	2	令和9年12月8日	9:00	令和9年12月9日	17:00

※ 「連続」とは、作業開始日の開始時刻から作業終了日の終了時刻まで連続して停止する。

「毎日」とは、作業開始日から作業終了日まで毎日、開始時刻から終了時刻の間に停止する。